HAYABUSA Entrepreneur Newsletter Vol.2

～創業者・スモールビジネスオーナー様向けメールマガジン～

TOPICS

1. スローガンについて ‥ page. 1
2. 小規模企業活性化法について ‥ page. 2
3. 中国ビジネス･パネルディスカッションのご案内
（2013 年 10 月 30 日開催） ‥ page. 3
4. カンボジアの投資規制 ‥ page. 3～6
5. 千葉ラボについて ‥ page. 6～7

編集後記‥ page. 7

2013 年 8 月

発行：
隼あすか法律事務所
アントレプレナープロジェクトチーム

はやぶさ

TOPIC 1. スローガンについて

弁護士 伊藤 慎司

ニュー・ビジネスで大空へ
法務が羽ばたく翼となります

スタートアップの会社はもちろん、中小企業の皆さまが新たな挑戦をするとき（海外展開など）、私たちは法務の面から支援し、ビジネスの推進役になりたい。そんな思いからこのスローガンを掲げることに決めました。

また、あわせてプロジェクト名を Halo アントレプレナー・プロジェクトから、「はやぶさアントレプレナー・プロジェクト」に改めます。「隼あすか法律事務所」の隼は、東京都千代田区隼町から取っている名前ですが、はばたく鳥のはやぶさのように、力強く、かつスピード感をもってプロジェクトをすすめていく所存です。

TOPIC 2.　小規模企業活性化法について　弁護士　伊藤　慎司

小規模企業活性化法の成立・公布

「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」（小規模企業活性化法）が平成 25 年 6 月 17 日に可決・成立し、同月 21 日に公布されました。中小企業基本法における小規模企業とは、商業又はサービス業ではおおむね従業員 5 人以下の企業、製造業等その他の業種ではおおむね従業員 20 人以下の企業をいいます。

改正の要点は以下のとおりです。

(1)　小規模企業に関する「基本理念」及び「施策の方針」の明確化

中小企業基本法の改正として、小規模企業に光を宛てた中小企業政策の再構築、女性や青年による中小企業の創業の促進、海外における事業展開の促進、情報通信技術の活用の推進、事業の承継のための制度等の整備を重要項目として盛り込まれました。

(2)　小規模企業者の定義の弾力化

中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正として、例えば規模が大きくならざるを得ない宿泊業などの特定の業種について小規模企業者の範囲の変更を政令で柔軟に行うことができるように規定されました。

(3)　支援のあり方

中小企業信用保険法の改正として、信用保証の対象に電子記録債権を活用した資金調達等が追加されました。また、中小企業支援法の改正により、IT を活用して、専門家やビジネスパートナーの紹介等を行う法人等を「認定情報提供機関」として国が認定し、中小企業基盤整備機構等の協力等が行われることとなりました。さらに、下請中小企業振興法の改正として、複数の下請中小企業が連携して自立的に取引先を開拓する計画を「特定下請連携事業計画」として国が認定し、中小企業信用保険法に基づく支援措置が講じられることとなりました。

あわせて、2013 年度一般会計予算において、中小企業対策費の重点配分として、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業に 48 億円、小規模企業活性化事業に 30 億円、下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業に 7 億円、ものづくり中小企業連携支援事業に 119 億円、中小企業海外展開総合支援事業に 32 億円などの新規計上が認められました。

（出典）平成 25 年 7 月 8 日中小企業庁 News Release
信金中央金庫　地域・中小企業研究所ニュース＆トピックス　No. 25-1 (2013. 5. 31)

TOPIC 3. 中国ビジネス･パネルディスカッションのご案内　弁護士 伊藤 愼司

中国ビジネスのご興味のある方に朗報です。
下記の通り東京中小企業家同友会主催のパネルディスカッションが 10 月に開催されますので、是非ご参加ください。

中国ビジネス・パネルディスカッション開催のお知らせ

東京中小企業家同友会　国際ビジネス支援部会

■開催日：10/30（水）18:30～21:00
■定員：100 名
■会場：未定（下記登録アドレスで確定次第、ご確認いただけます。）
■内容： 日中管理学院顧問、日本大学教授の井出氏の基調報告と、中国ビジネスに関係ある会員数名のパネルディスカッション形式。井出氏には、中国訪問で得た最新情報と、研究者として中小企業が中国ビジネスを考える視座を提供していただく予定です。
■詳細・ご登録は： http://www.tokyo.doyu.jp/tokyo-doyu/common/meeting.php?meeting_id=10542

TOPIC 4. カンボジアの投資規制　弁護士 藤田 剛敬

1. ASEAN 諸国への進出をお考えですか？

近年、新たなビジネスチャンスを求めて、ASEAN 諸国への進出を検討する企業が増えています。これらの国々では、外国資本（以下、「外資」といいます。）による資金・技術の国内誘致に積極的な一方、自国の産業を守るために外資に対して一定の規制をかけています。ビジネスとして成功するためには、どのような法的規制が存在するのかを考慮に入れた上で検討することが必須であると言えます。

今回は、富士山の世界文化遺産への登録が決定した地、カンボジアへの進出を念頭に、カンボジアの外資投資規制を紹介します。

2. カンボジアでの外資投資規制～投資を奨励する設計

(1) 外資投資規制とは

ASEAN 諸国での外資投資規制の例として、①特定の業種に対して外資は進出できない（参入規制）、②現地に会社を作る場合、出資の 51%以上は現地資本によらなければならない（出資比率規制）、③現地で上げた収益を自由に日本に送金できない（送金規制）などです。これらの規制がある場合、事業に必須の技術を有し、それに依拠して事業を行っているにもかかわらず、そこから上げた利益は過半数を下回る範囲でしか享受できない、そもそも資金を国外に還元することができず、当該地に滞留させておかなければならない、撤退の際の投下資本回収が困難になるなどの問題が生じてしまいます。

(2) カンボジアの基本姿勢～最小限の規制

カンボジアは、他 ASEAN 諸国と比較して、外資による投資に対して寛容であると言えます。上記規制に関して、カンボジアでは、以下の通り、規制の度合いが低く、自由度の高い投資が可能です。

① 参入規制

内国法人と差別なく扱われ、多くの分野で自由な投資が許容されています。但し、以下の場合は投資が禁止されます。

(a) 出資の過半数が外資である法人による土地所有

(b) 投資禁止分野（国内法人、外国法人を問わない。）

- 向精神剤及び非合法薬の製造
- 公衆の健康や環境に影響を及ぼす、有毒性の化学薬品、農業用殺虫剤等の製造
- 外国から輸入した廃棄物を使った発電
- 森林法により禁止される森林開発

② 出資比率規制

100%外資による子会社設立が可能です。

③ 送金規制

公認銀行を通じた外国為替取引には一切の制限を加えないと規定されています（Law on the Foreign Exchange）。

特に、日本とカンボジアの間では、投資財産の保護、投資家との契約の遵守義務、送金の自由、投資を阻害する措置の禁止を定めた投資協定が締結されており、投資を促進する仕組みを確保しています（Agreement between Japan and the Kingdom of Cambodia for the Liberalization, Promotion and Protection of Investment）。

3. カンボジアでの投資促進措置～優遇プログラム

上記の通り外資と内国法人を差別なく取り扱うことに加え、さらに進んで優遇措置を設けることで、さらなる投資を呼び込む設計となっています。これらの優遇措置は、主に税制面及び初期投資の優遇を考慮したもので、(1)適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project：QIP)、(2)経済特別区制度、(3)特定分野に対する優遇措置があります。

(1) 適格投資プロジェクト(QIP)

① QIP付与の視点

申請することにより、一定の業種への投資に関して優遇措置が与えられます。

本優遇措置は、事業を行う主体や投資家単位ではなく、プロジェクト単位で与えられます。かなり広い範囲の業種で与えられており、製品の輸出を通して外貨を獲得してくるようなプロジェクト、今まで輸入していた製品をカンボジア内で製造し、輸入に伴い流出していた外貨の流出を止めるようなプロジェクトに対して、積極的に優遇措置が認められます。

QIPは改正投資法により整備されており、投資妨害の排除を保証するとともに、特に下記に係る海外送金に関して、公認銀行を通じて外貨を購入し、自由に国外へ送金できることを保証しています。

- 輸入代金及びオフショアローンの元利金の返済
- ロイヤルティー及び管理費用の支払い
- 利益送金
- 投下資本の送金

② QIPが付与されない投資

上記の通り、QIPが、国内志向型産業、輸出志向型産業、裾野型産業に対する投資を促すという視点に立った制度である以上、これらの目的を達成するものではないプロジェクトに対しては、優遇措置が認められません。例えば、卸売、小売、運輸サービス、レストラン、バー、観光サービス、カジノ、金融機関、報道関係、一定規模以下のホテル業、不動産開発、倉庫業などです。

また、本来QIPの目的に沿う産業であっても、一定金額以上の投資を条件にQIPとして認定されるプロジェクトもありますので留意が必要です。

(2) 経済特別区制度

経済特別区は、全ての産業とそれに関連する活動を集積するための特別な地域を言います。経済特別区内で必要な投資を行うことにより、優遇措置を受けることができます。なお、外資の場合、QIPとして認定されていないと経済特別区での投資が認められない場合もあるので、上記QIPとある程度連動した制度と考えておく必要があるかもしれません。

(3) 特定分野に対する優遇措置

QIP の認定にかかわらず、特定の産業を対象にした又は追加的な優遇措置が施されています。例えば、カンボジアの主幹産業である農業や縫製業等です。

4. カンボジアへの進出～ビジネス戦略として

(1) 優遇プログラムを利用するか

上記のとおり、カンボジアは、外資を内国法人と差別なく扱い、規制の度合いが比較的低く、優遇プログラムも用意されています。カンボジアへの進出に際しては、かかる規制の安定性に加え、優遇措置も受けるかという観点から検討することも必要です。

QIP 等の認定を受けなければ優遇措置を受けることはできませんが、QIP 制度を管轄する Council for the Development of Cambodia への申請手続き（案件規模や特定のプロジェクトによっては、州・特別市投資委員会、経済特別区管理事務所への申請、閣僚評議会による認可）や報告義務を考慮すると、事業規模によっては優遇プログラムをあえて利用しないという判断もあり得るものと思います。

(2) 最後に、日本から発信するビジネスが、顕著な普遍的価値を持つ事業としてカンボジアで歓迎され、世界に認知されるビジネスとなる日も近いかもしれません。より詳細な制度の内容、条件等、ご興味がおありでしたら、是非一度当プロジェクトチーム (*entre@halaw.jp*) までご連絡ください。

（参考資料）
カンボジア開発評議会・カンボジア投資委員会・カンボジア経済特別区委員会 HP
独立行政法人国際協力機構「カンボジア投資ガイドブック」
独立行政法人日本貿易振興機構 HP
株式会社国際協力銀行「カンボジアの投資環境」

TOPIC 5. 千葉ラボについて　弁護士 中西 哲男

1. CHIBA-LABO（チバラボ）について

CHIBA-LABO（チバラボ）とは、千葉市ビジネス支援センター中央分館の通称です。起業家や起業を目指している方々が利用会員となり、彼らが、様々な種類のビジネスパーソンの方々との連携や協力を通じて、千葉市発の新しいビジネスを生み出していくことを目指すという起業家を支援するための施設です。2013 年の 3 月に設立されました。

CHIBA-LABO（チバラボ）では、セミナーや交流会が多数開かれており、誰もが自由に参加することができます。私も実際に、「起業応援ビジネスマッチング交流会」第三回に参加してきました。その時の詳

しい模様については、後述３にてご紹介させていただきます。
また、その他の CHIBA-LABO（チバラボ）、セミナーや交流会についての詳細は、http://www.chiba-labo.jp/をご参照ください。

2. CHIBA-LABO（チバラボ）との関わりについて

私は、千葉市で生まれ、千葉市で育ち、小・中・高校と県内の公立の学校に通学しておりました。高校時代はラグビー部に所属しており、楕円球に青春を賭けていました。
今でも、小・中学校の友人達と千葉市内の体育館でフットサルをしたり、高校の部活動の同期・先輩・後輩と高校のラグビー部をサポートしたりと、引き続き千葉と縁のある生活をしております。また、千葉で事業をしている方々を含む、小・中・高校以外のつながりもございます。故郷の千葉で何かお役に立ちたいと思っていた頃に CHIBA-LABO（チバラボ）の存在を知りました。

3. 「起業応援ビジネスマッチング交流会」について

CHIBA-LABO（チバラボ）の交流会の一つに、「起業応援ビジネスマッチング交流会」という交流会があります。この交流会は、千葉市で起業を目指す方々、起業家の方々、若手経営者の方々が、交流会を通じて、経営課題を解決することや事業を発展していくことを目的として開催されています。交流会は約１月１回のペースで、１年通じて実施される予定でして、時間は 19 時から 21 時までです。
現在のところ、第１回（5 月 15 日実施、参加者 138 名）、第２回（6 月 19 日実施、参加者 164 名）、第３回（7 月 17 日実施、参加者 127 名）、第４回（8 月 21 日実施、参加者 139 名）と、４回の交流会が実施されています。
私は、第３回「起業応援ビジネスマッチング交流会」に参加してきました。
交流会には、事業者の方々、保険会社やその他の会社の方々、士業の方々と、いろいろな種類の業務に従事している方々が参加されておりました。
当日は、ランダムにいろいろな方々とお話をし、名刺交換するという流れで、実際に、30人弱の方と名刺交換をし、事業自体に関することから法務に関することまで、様々なお話を伺うことができました。会場はものすごい熱気でして、時間もあっという間にたってしまいました。
私としてはとても楽しく、貴重な経験をさせていただけたと思っておりますので、今後も、継続して参加していきたいと考えております。

編集後記

今年の夏も激しい猛暑日が続いています。仕事が終わった後は、ついつい冷たいビールを！という方が沢山いらっしゃるかもしれません。今年の夏は健康的に、「自家製ジンジャーエール」で夏を乗り切りました。ネットでも様々なレシピが掲載されていますが、生姜、砂糖、はちみつ等を一緒に煮込むだけでジンジャーエール用シロップを簡単に作ることができます。ショウガのパワーは夏バテにお勧めです。どうしてもお酒が・・という方は、ビールで割って飲んでみてはいかがでしょうか。（担当：M 岡）

配信解除はこちら☞

今後ニュースレターの配信を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、*entre@halaw.jp* 宛へ空メールを送信していただけますようお願い申し上げます。

Issued by

隼あすか法律事務所
アントレプレナープロジェクトチーム

弁護士　伊藤　愼司
同　多田　光毅
同　土屋　奈生
同　中西　哲男
同　藤田　剛敬
同　大澤　俊行
同　鈴木　康之
同　椿原　直
同　忠津　充

〒*100-6004*
東京都千代田区霞が関３丁目２番５号　霞が関ビル４階
Tel: 03-3595-7070 / Fax: 03-3595-7105
✉***entre@halaw.jp***
URL: http://halo-entrepreneur.com
www.facebook.com/HaloKigyokaLegalSupport

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。